

意見書案第 2 号

核兵器禁止条約の実現へ向けた取組に関する意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年3月28日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

堤 田 寛

楠 正 信

森 あや子

中 山 郁 美

調 崇 史

浜 崎 太 郎

三 角 公仁隆

近 藤 里 美

阿 部 真之助

とみなが 正博

倉 元 達 朗

田 中 丈太郎

核兵器禁止条約の実現へ向けた取組に関する意見書

1945年8月6日と9日、米軍が投下した2発の原子爆弾は、一瞬に広島・長崎を壊滅させ、数十万もの人々を無差別に殺傷しました。

生き残った被爆者は、「再び被爆者をつくるな。核兵器を地球上からなくそう」と訴え続け、日本の反核平和運動の高まりとともに、その声は世界中に広がっています。

また、2015年10月21日の第70回国連総会において初めて、「核兵器の人道上の結末」についての決議が144か国の賛成で採択されるなど、核兵器が、兵士か一般市民かを区別することなく、大量に人間を殺傷し、放射線の後障害により、長期間にわたって不必要な苦痛を与える非人道的な兵器であることは、今や国際的な共通認識になりつつあります。

こうした中で、2016年12月23日の第71回国連総会において、核兵器を禁止・廃絶する条約の交渉を開始する決議が113か国の賛成で採択され、交渉会議が本年3月から国連で始まることになりました。このことは本市も加盟する平和首長会議が強く求めてきたことであり、核兵器の廃絶へ向け大きな一歩となります。唯一の被爆国の政府として、交渉会議の場での積極的な役割が今ほど求められているときはありません。

よって、福岡市議会は、政府が、核兵器を禁止・廃絶する条約の実現のために、交渉会議に参加し、イニシアチブを発揮されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

内閣総理大臣、外務大臣 宛て

議 長 名